

PGM御殿場カントリークラブ 名義変更手続要項

手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																								
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																								
必要書類	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲受人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲渡人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状(譲受人用)		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲渡人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																								
② 委任状(譲受人用)																									
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																								
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																								
⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																								
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																								
⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																								
① 名義変更申請書	譲渡人と連記																								
② 委任状(譲渡人用)																									
③ 会員権の証書																									
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																								
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																								
名義変更料 (消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>220,000 円</td> <td>220,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>55,000 円</td> <td>55,000 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td> <td>110,000 円</td> <td>110,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員	一般	220,000 円	220,000 円	相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	55,000 円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000 円	110,000 円												
	正会員	平日会員																							
一般	220,000 円	220,000 円																							
相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	55,000 円																							
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000 円	110,000 円																							
年会費 (消費税込)	<p>1. 期間 2024年度 2024年6月1日から2024年12月31日まで 2025年度 2025年1月1日から2025年12月31日まで ※いずれも前払い制(継承可)</p> <p>※ 2024年度中に入会した方が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を7で除した額に入会の翌月から同年12月までの月数を乗じて算出した額をお支払いいただきます。 ※ 2025年度以降の年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとなっております。</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>33,000 円</td> <td>22,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2024年度のみ 正会員19,250円 平日会員12,833円</p>		正会員	平日会員		33,000 円	22,000 円																		
	正会員	平日会員																							
	33,000 円	22,000 円																							
書類送付先 連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PGM御殿場カントリークラブ 〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658</td> <td>電話 0550-76-3771 FAX 0550-76-5452</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	PGM御殿場カントリークラブ 〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658	電話 0550-76-3771 FAX 0550-76-5452																				
書類送付先	連絡先																								
PGM御殿場カントリークラブ 〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658	電話 0550-76-3771 FAX 0550-76-5452																								

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

PGM御殿場カントリークラブ 諸料金一覧

料金種目	正会員	平日会員
年会費	33,000 円	22,000 円
証書再発行手数料	55,000円	55,000円
バッグタグ再発行手数料	5,500円	5,500円

(消費税込)

※ 年会費の対象期間は、2024年度のみ2024年6月1日から2024年12月31日まで、2025年度以降は毎年1月1日から12月31日までとなります。

※ 2024年度の年会費のみ、正会員19,250円(消費税込)、平日会員は12,833円(消費税込)となります。

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。

※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。

※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

PGM御殿場カントリークラブ 休会手続要項

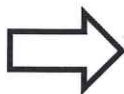
手続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。</p> <p>※ 休会の期間は申請日の翌年の12月末日までとなります。 但し、2024年5月31日までに申請を受理された会員に限り、休会期間は2025年12月31日までとなります。</p> <p>更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。</p> <p>※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。</p> <p>※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。</p> <p>※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。但し、2024年5月31日までに休会が解除された場合は、解除の翌月から2024年12月までの月割り年会費をご請求させていただきます、2025年度の年会費は通常どおりご請求させていただきます。</p>						
必要書類	<p>① 休会申請書</p> <p>② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)</p> <table border="1" data-bbox="290 688 1329 871"> <thead> <tr> <th>申請事由</th> <th>添付書面(いずれか1通)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病気等の長期療養(内容による)</td> <td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</td> </tr> <tr> <td>海外転勤</td> <td>転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。</p> <p>※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。</p>	申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等	海外転勤	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等						
海外転勤	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等						
書類送付先 連絡先	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">書類送付先</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">PGM御殿場カントリークラブ 〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">連絡先</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">電話 0550-76-3771 FAX 0550-76-5452</td> </tr> </table>	書類送付先	PGM御殿場カントリークラブ 〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658	連絡先	電話 0550-76-3771 FAX 0550-76-5452		
書類送付先	PGM御殿場カントリークラブ 〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658	連絡先	電話 0550-76-3771 FAX 0550-76-5452				

PGM御殿場カントリークラブ 退会手続要項

手続	<p>1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。</p> <p>※ 会員権の証書を紛失された場合は、事前に当該証書の無効公告を行います。 異議申立ての催告期間(3ヶ月間)が経過するまで退会申請を受付できません。</p> <p>※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合には、翌年度分の年会費をお支払いください。 但し、2024年度は、退会申請が2024年6月1日以降となる場合には、2024年度(2024年6月1日から2024年12月31日まで)の年会費をお支払いください。</p> <p>※ 別権利者(担保権者、質権者等)がいる場合には、退会できません。</p> <p>2. 退会承認書が届きましたら、退会手続は完了です。</p> <p>※ 退会承認後は退会の撤回はできません。</p>								
必要書類	<table border="0"> <tr> <td>① 退会申請書</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>② 会員権の証書</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>③ 印鑑証明書</td> <td>法人会員の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>④ 履歴事項全部証明書</td> <td>法人会員の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>	① 退会申請書	_____	② 会員権の証書	_____	③ 印鑑証明書	法人会員の場合は法人のもののみ	④ 履歴事項全部証明書	法人会員の場合のみ必要
① 退会申請書	_____								
② 会員権の証書	_____								
③ 印鑑証明書	法人会員の場合は法人のもののみ								
④ 履歴事項全部証明書	法人会員の場合のみ必要								
書類送付先 連絡先	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">書類送付先</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">PGM御殿場カントリークラブ 〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">連絡先</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">電話 0550-76-3771 FAX 0550-76-5452</td> </tr> </table>	書類送付先	PGM御殿場カントリークラブ 〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658	連絡先	電話 0550-76-3771 FAX 0550-76-5452				
書類送付先	PGM御殿場カントリークラブ 〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658	連絡先	電話 0550-76-3771 FAX 0550-76-5452						

【改定前】

第25条 年会費の対象期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。



【改定後】

第25条 (年会費の対象年度)

1. 年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。但し、2024年度は2024年6月1日から2024年12月31日までとする。
2. 2024年度に限り、会則第6条第1項に定める年会費の1か年分は7か月分とし、会則第6条第2項に定める年会費を12で除した額は、7で除した額とする。また会則第11条第4項に定める12で除した額は、2024年度が当該免除の対象期間となる場合に限り、12を7に読み替えるものとする。

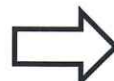
【改定前】

【改定後】

PGM御殿場カントリークラブ 名義変更手続要項

PGM御殿場カントリークラブ 名義変更手続要項

手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																								
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																								
必要書類	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲受人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲渡人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いします。 * 相続の場合は、別紙「相続における同意書」、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状(譲受人用)		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲渡人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																								
② 委任状(譲受人用)																									
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																								
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																								
⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																								
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																								
⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																								
① 名義変更申請書	譲渡人と連記																								
② 委任状(譲渡人用)																									
③ 会員権の証書																									
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																								
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																								
名義変更料(消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>220,000円</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>55,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td> <td>110,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員	一般	220,000円	220,000円	相続または3親等内親族間の場合	55,000円	55,000円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000円	110,000円												
	正会員	平日会員																							
一般	220,000円	220,000円																							
相続または3親等内親族間の場合	55,000円	55,000円																							
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000円	110,000円																							
年会費(消費税込)	<p>1. 期間 6月1日～5月31日 ※前払い制(継承可)</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>33,000円</td> <td>22,000円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員		33,000円	22,000円																		
	正会員	平日会員																							
	33,000円	22,000円																							
書類送付先連絡先	<p>書類送付先 連絡先</p> <p>PGM御殿場カントリークラブ 電話 0550-76-3771</p> <p>〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658 FAX 0550-76-5452</p>																								



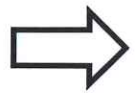
手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																								
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																								
必要書類	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲受人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲渡人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いします。 * 相続の場合は、別紙「相続における同意書」、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状(譲受人用)		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲渡人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																								
② 委任状(譲受人用)																									
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																								
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																								
⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																								
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																								
⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																								
① 名義変更申請書	譲渡人と連記																								
② 委任状(譲渡人用)																									
③ 会員権の証書																									
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																								
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																								
名義変更料(消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>220,000円</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>55,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td> <td>110,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員	一般	220,000円	220,000円	相続または3親等内親族間の場合	55,000円	55,000円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000円	110,000円												
	正会員	平日会員																							
一般	220,000円	220,000円																							
相続または3親等内親族間の場合	55,000円	55,000円																							
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000円	110,000円																							
年会費(消費税込)	<p>1. 期間 2024年度 2024年6月1日から2024年12月31日まで 2025年度 2025年1月1日から2025年12月31日まで ※いずれも前払い制(継承可)</p> <p>※ 2024年度中に入会した方が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を7で除した額に入会の翌月から同年12月までの月数を乗じて算出した額をお支払いいただきます。 ※ 2025年度以降の年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとなっております。</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>33,000円</td> <td>22,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2024年度のみ 正会員19,250円 平日会員12,833円</p>		正会員	平日会員		33,000円	22,000円																		
	正会員	平日会員																							
	33,000円	22,000円																							
書類送付先連絡先	<p>書類送付先 連絡先</p> <p>PGM御殿場カントリークラブ 電話 0550-76-3771</p> <p>〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658 FAX 0550-76-5452</p>																								

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

【改定前】

PGM御殿場カントリークラブ 諸料金一覧		
料金種目	正会員	平日会員
年会費	33,000 円	22,000 円
証書再発行手数料	55,000円	55,000円
バッグタグ再発行手数料	5,500円	5,500円



【改定後】

PGM御殿場カントリークラブ 諸料金一覧		
料金種目	正会員	平日会員
年会費	33,000 円	22,000 円
証書再発行手数料	55,000円	55,000円
バッグタグ再発行手数料	5,500円	5,500円

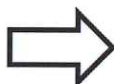
- (消費税込)
- ※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
 - ※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
 - ※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

- (消費税込)
- ※ 年会費の対象期間は、2024年度のみ2024年6月1日から2024年12月31日まで、2025年度以降は毎年1月1日から12月31日までとなります。
 - ※ 2024年度の年会費のみ、正会員19,250円(消費税込)、平日会員は12,833円(消費税込)となります。
 - ※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
 - ※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
 - ※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

【改定前】

PGM御殿場カントリークラブ 休会手続要項

手続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。 ※ 休会の期間は翌年5月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。 ※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。 ※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。 ※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。 ※ 休会が解除された場合、解除の翌月から5月までの月割り年会費をご請求させていただきます。</p>						
必要書類	<p>① 休会申請書 ② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">申請事由</th> <th style="background-color: #cccccc;">添付書面(いずれか1通)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病気等の長期療養(内容による)</td> <td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</td> </tr> <tr> <td>海外転勤</td> <td>転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。 ※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。</p>	申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等	海外転勤	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等						
海外転勤	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等						
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">書類送付先</td> <td style="width: 50%;">連絡先</td> </tr> <tr> <td>PGM御殿場カントリークラブ</td> <td>電話 0550-76-3771</td> </tr> <tr> <td>〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658</td> <td>FAX 0550-76-5452</td> </tr> </table>	書類送付先	連絡先	PGM御殿場カントリークラブ	電話 0550-76-3771	〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658	FAX 0550-76-5452
書類送付先	連絡先						
PGM御殿場カントリークラブ	電話 0550-76-3771						
〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658	FAX 0550-76-5452						



【改定後】

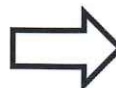
PGM御殿場カントリークラブ 休会手続要項

手続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。 ※ 休会の期間は申請日の翌年の12月末日までとなります。 ※ 休会期間は申請日の翌年の12月末日までとなります。 ※ 2024年5月31日までに申請を受理された会員に限り、休会期間は2025年12月31日までとなります。 ※ 更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。 ※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。 ※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。 ※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。但し、2024年5月31日までに休会が解除された場合は、解除の翌月から2024年12月までの月割り年会費をご請求させていただきます、2025年度の年会費は通常どおりご請求させていただきます。</p>						
必要書類	<p>① 休会申請書 ② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">申請事由</th> <th style="background-color: #cccccc;">添付書面(いずれか1通)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病気等の長期療養(内容による)</td> <td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</td> </tr> <tr> <td>海外転勤</td> <td>転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。 ※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。</p>	申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等	海外転勤	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等						
海外転勤	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等						
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">書類送付先</td> <td style="width: 50%;">連絡先</td> </tr> <tr> <td>PGM御殿場カントリークラブ</td> <td>電話 0550-76-3771</td> </tr> <tr> <td>〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658</td> <td>FAX 0550-76-5452</td> </tr> </table>	書類送付先	連絡先	PGM御殿場カントリークラブ	電話 0550-76-3771	〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658	FAX 0550-76-5452
書類送付先	連絡先						
PGM御殿場カントリークラブ	電話 0550-76-3771						
〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658	FAX 0550-76-5452						

【改定前】

PGM御殿場カントリークラブ 退会手続要項

手続	<p>1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。</p> <p>※ 会員権の証書を紛失された場合は、事前に当該証書の無効公告を行います。 異議申立ての催告期間(3ヶ月間)が経過するまで退会申請を受付できません。</p> <p>※ 退会申請が翌年6月1日以降となる場合は、翌年分の年会費をお支払ください。</p> <p>※ 別権利者(担保権者、質権者等)がいる場合には、退会できません。</p> <p>2. 退会承認書が届きましたら、退会手続は完了です。</p> <p>※ 退会承認後は退会の撤回はできません。</p>		
必要書類	<p>① 退会申請書 _____</p> <p>② 会員権の証書 _____</p> <p>③ 印鑑証明書 _____ 法人会員の場合は法人のもののみ</p> <p>④ 履歴事項全部証明書 _____ 法人会員の場合のみ必要</p> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>		
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>書類送付先 _____</p> <p>PGM御殿場カントリークラブ</p> <p>〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658</p> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>連絡先 _____</p> <p>電話 0550-76-3771</p> <p>FAX 0550-76-5452</p> </td> </tr> </table>	<p>書類送付先 _____</p> <p>PGM御殿場カントリークラブ</p> <p>〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658</p>	<p>連絡先 _____</p> <p>電話 0550-76-3771</p> <p>FAX 0550-76-5452</p>
<p>書類送付先 _____</p> <p>PGM御殿場カントリークラブ</p> <p>〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658</p>	<p>連絡先 _____</p> <p>電話 0550-76-3771</p> <p>FAX 0550-76-5452</p>		



【改定後】

PGM御殿場カントリークラブ 退会手続要項

手続	<p>1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。</p> <p>※ 会員権の証書を紛失された場合は、事前に当該証書の無効公告を行います。 異議申立ての催告期間(3ヶ月間)が経過するまで退会申請を受付できません。</p> <p>※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合には、翌年度分の年会費をお支払ください。 但し、2024年度は、退会申請が2024年6月1日以降となる場合には、2024年度(2024年6月1日から2024年12月31日まで)の年会費をお支払ください。</p> <p>※ 別権利者(担保権者、質権者等)がいる場合には、退会できません。</p> <p>2. 退会承認書が届きましたら、退会手続は完了です。</p> <p>※ 退会承認後は退会の撤回はできません。</p>		
必要書類	<p>① 退会申請書 _____</p> <p>② 会員権の証書 _____</p> <p>③ 印鑑証明書 _____ 法人会員の場合は法人のもののみ</p> <p>④ 履歴事項全部証明書 _____ 法人会員の場合のみ必要</p> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>		
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>書類送付先 _____</p> <p>PGM御殿場カントリークラブ</p> <p>〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658</p> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>連絡先 _____</p> <p>電話 0550-76-3771</p> <p>FAX 0550-76-5452</p> </td> </tr> </table>	<p>書類送付先 _____</p> <p>PGM御殿場カントリークラブ</p> <p>〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658</p>	<p>連絡先 _____</p> <p>電話 0550-76-3771</p> <p>FAX 0550-76-5452</p>
<p>書類送付先 _____</p> <p>PGM御殿場カントリークラブ</p> <p>〒410-1315 静岡県駿東郡小山町桑木658</p>	<p>連絡先 _____</p> <p>電話 0550-76-3771</p> <p>FAX 0550-76-5452</p>		